

身体拘束等の適正化のための指針

一般社団法人 くまプロジェクト
放課後等デイサービス OPEN SESAME

1. 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 身体拘束の原則禁止

身体拘束とは、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の発育に重大な影響を与え、尊厳ある生活を阻む行為となる可能性があります。当事業所では、利用者の安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体拘束の適正化に向けた意識を持ち、身体拘束をしない療育の実施のために日常的に以下のことに努めます。

ア 利用者主体の行動、尊厳ある生活を確保します。

イ 言葉かけや具体的な支援が利用者の精神的な自由を妨げないように対応します。

ウ 利用者の気持ちや思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応をします。

エ 利用者の安全を確保するという理由から、安易に利用者の自由を妨げるような行動はしません。

オ 安易に「やむを得ない」として拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者が主体的な時間を過ごせるようにします。

(2) 重要事項に定める内容

サービスの提供にあたっては、利用者本人又は他の利用者などの生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束やその他の利用者の行動を制限する行為を行いません。

(3) 緊急やむを得ない場合の例外3要件

身体拘束は、児童福祉法、児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）、障害者総合支援法及び障害者虐待防止法等の法令を根拠として行います。法令に従い、例外的に以下の3つの要件の全てを満たす状態にある場合は必要最低限の身体拘束を行うことがあります。その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行います。

①切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。

②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであり必要最小限の時間に止めること。

2. 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 身体拘束適正化検討委員会の設置

当事業所では、身体拘束等の適正化に向けて身体拘束適正化検討委員会（虐待防止等委員会内）を設置します。

ア設置目的

- ・施設内等での身体拘束等の適正化に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束等の適正化に関する職員全体への指導

イ身体拘束適正化検討委員会（虐待防止委員会内）の構成

- ・身体拘束適正化検討委員長：管理者
- ・身体拘束対応策担当者：児童発達支援管理責任者
- ・身体拘束実施時の支援計画見直し、利用者と家族への説明：児童発達支援管理責任者、児童指導員
- ・他検討のための第三者：無

ウ身体拘束適正化検討委員会の開催

- ・開催は年1回以上
- ・必要に応じてその都度開催

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

処遇に携わる全ての職員に対して、身体拘束等の適正化と人権の尊重した支援の励行を図り、職員教育を行います。

- ・定期的な研修(年1回以上)の実施
- ・新任者に対する身体的拘束適正化研修の実施
- ・その他必要な教育・研修の実施(研修会への参加や報告など)

研修の実施内容は、開催の都度記録を作成し、紙面または電磁的記録等により保存します。

4. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

利用者本人及び家族等に対して、十分な説明及び経過・解除の報告を遅滞なく行います。

5. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

利用者本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急的にやむを得ず身体的拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

① 身体拘束適正化検討委員会の実施

緊急的にやむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化検討委員会を中心として、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討した上で、利用者の態様が「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件のすべてを満たしているかを評価、検討、確認します。十分に協議した上で身体拘束を行う判断をした場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、利用者及び家族に対する説明書を作成します。また、早期の段階で身体拘束解除に向けた取り組み改善の検討会を併せて行い、実施します。

② 利用者本人や家族に対しての十分な説明

十分な理解を得られるために、利用者本人や家族に対して、利用者の態様及び時間、身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間または時間帯、期間、場所、改善に向けた取り組み方法を詳細に説明します。個別支援計画書には、身体拘束を行う可能性を盛り込み、利用者本人または保護者に同意を得ます。さらに行動制限の同意書の説明をし、同意を得ます。また身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に保護者と締結した内容と方向性、利用者本人の状態などを確認、説明し、同意を得た上で実施します。

③ 行政への相談・報告

行動制限・身体拘束する場合、状況に応じて市の障害者虐待防止センター等、行政に相談・報告し、行動制限・身体拘束も含めた支援についての理解を得るようにします。

※突発的なケース、頻度が少ないケース、制限や身体拘束の度合いが低い場合は、本人・保護者までの確認とします。

④ 記録と再検討

身体拘束の内容及び時間、心身の状況ややむを得なかった理由などを記録します。また、当該記録をもとに身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。記録は5年間保管し、利用者本人や家族からの要望があれば提示します。

⑤ 身体拘束の解除

④の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、その旨を利用者本人や家族に報告します。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当指針は施設内にて常に閲覧できるようにするとともに、利用者及び家族等に身体拘束等の適正化への理解と協力を得るため、事業所ホームページに公表し、積極的な閲覧を推進します。

7. その他身体拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点に十分に議論して共通認識をもつ必要があります。他の利用者への影響を考慮して、安易に身体的拘束を実施していないか、サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合のみ身体的拘束等を必要と判断しているか（別の対策や手段はないのか）を常に検討します。

変更・廃止手続き

当指針の変更および廃止は、委員会の決議により行います。

附則

令和7年6月1日 施行